
[優秀賞]

アクリル板越しに無実を確信した 幼女強制わいせつ事件

松本浩幸 福岡県弁護士会・66期

事案の概要

公訴事実は、「被告人は、平成26年〇月×日頃、福岡県〇×被告人方において、当時里子として養育

していた少女V（当時10歳）が13歳未満であることを知りながら、同女に対し、その着衣を脱がせた上、同女の陰部に手指を入れ、その胸及び陰部をなめるなどし、もって13歳未満の女子に対し、わいせつな

行為をしたものである」という内容である。なお、犯行が実行されたとする時間帯は、公訴事実では特定されていなかったものの、検察官は「夜間」とであると主張した。

本件は、里親である被告人が、里子として養育していた当時10歳の少女Vに対し、わいせつな行為をしたという強制わいせつの事案である。被告人は、犯行があったとされる日の約9カ月後に逮捕・勾留され、一貫して否認したまま起訴された。その間の事情をまとめると、以下のとおりである。

平成23年6月頃	被告人が少女Vを里子として預かる。
平成26年5月頃	少女Vが友人Xに被告人から性的被害を受けていると話す。
	友人Xがその母親に少女Vの話を伝える。
平成26年6月頃	再度少女Vが友人Xに性的被害を受けていると話す。
	友人Xも再度その母親に少女Vの話を伝える。
平成26年7月頃	友人Xの母親が担任教諭に少女Vの話を伝える。
平成26年8月17日	公訴事実の日時
平成26年9月4日	友人Xが母親に「少女Vが携帯で裸の写真を撮られた」と話す。
	友人Xの母親は、少女Vが被告人から性的被害を受けていると確信し、友人Xに小学校の担任教諭に直接話をさせた。
平成26年9月8日	児童相談所におけるケース会議
平成26年9月9日	少女Vの担任と養護教諭が少女Vに事実確認をしたところ、少女Vは性的被害を受けていると申告した。
	少女Vを児童相談所が保護する。
平成26年9月11日	児童相談所職員が出張中の被告人の自宅を訪問し、被告人の妻に少女Vを保護した事情を説明する。
平成26年9月17日	児童相談所職員が被告人方を訪問し被告人から事情聴取する。
	少女Vの裸の写真などは被告人の携帯から発見されなかった。
平成26年9月30日	児童相談所職員が少女Vの実母に経緯を説明する。
平成26年10月13日	少女Vの実母が警察に相談する。
平成27年5月11日	通常逮捕、勾留
平成27年6月1日	強制わいせつの公訴事実で起訴

受任までの経緯

1 起訴後からの受任

被告人が起訴された平成27年6月1日、被告人の長男からインターネット経由で弁護の依頼が舞い込んだ。捜査段階では、別の私選弁護人が選任されていたようだが、起訴されるに至って別の弁護士を探しているとのことだった。

相談を受けた当日に、被告人が留置されている警察署へ向かい、ただちに接見した。被告人は、60歳過ぎの男性で、とある宗教法人の代表をしていた。その信仰心から、恵まれない子どもたちのために、数年前から里親事業に協力していた。接見室に入ってきた被告人は、どこにでもいそうな「おじいちゃん」という印象だった。

被告人は、一つひとつ、微かな記憶を辿りながら説明してくれた。ただただ、記憶を辿りながら、自らにかけられた嫌疑に心当たりがないことを切々と訴えていた。私は、微かな記憶をたどりながら静かに事情を説明する被告人の様子から、この人には本当に心当たりがないのだろう、無実には違いない、と確信した。

2 女性弁護士との共同受任

私は、被告人に対し、少女Vに対する証人尋問が必要不可欠になることから女性の弁護士の助力を得るべきだと伝えた。そして、一人分の弁護士費用でいいから、知り合いの弁護士と共同で受任させてもらいたいと提案した。被告人も、私の方針を理解してくれて、共同受任の提案を快諾してくれた。

接見からの帰り道、私は、知り合いの女性弁護士に電話した。司法修習生としてお世話になった事務所の“実質的姉弁”のS弁護士だ。弁護修習中に指導担当弁護士のT弁護士と一緒に刑事弁護のイロハを叩き込んでくれた。日頃から、何かとアドバイスをくれたり、共同で事件を受任してくれたりとお世話になっていた。

S弁護士に、事件のあらましを説明したうえで、共同受任してほしいとお願いした。S弁護士からは、「あなたのお願だからやるけどさ。本当にやってないかどうかはわからないよね。聞いた話だけからすると、

かなり怪しいわ」との返答だった。当時10歳の少女が虚偽の被害申告をするはずがない、まさに“火のないところに煙は立たず”だろう。当然の反応だと思った。私は、「でも無実だと思います。僕が無罪の立場から検討するので、先生は有罪の立場から検討してください。お金にはならないかもしれないけど、弁護士冥利に尽きる事件になりますよ」と言って電話を切った。

常日頃から、S弁護士からは、「弁護士が事件を選ぶのではない。事件が弁護士を選んでくれるのよ。事件に選ばれた以上はしっかりやりなさい」と言い聞かされていた。私は、この言葉を噛み締めながら「事件を選んでくれたのだ」と感じ、絶対に被告人を救わなければならないと強い責任を感じた。

検察官請求証拠の検討から ケースセオリーの設定

1 検察官の立証構造

検察官の請求証拠が開示された。検察官の立証構造としては、少女Vの供述を柱に、その信用性を補強する証拠として、少女Vを保護した児童相談所職員の供述や学校の養護教諭の供述、少女Vの親友とされる少女Xの母親の供述などが請求されていた。

少女V以外の供述証拠は、少女Vから被害を受けた旨を確認した経緯を内容とするものであった。検察官は、被害申告に至る経緯に不自然な点がないことや少女Vの供述が一貫していることを立証して、少女Vの信用性を担保しようとしていた。

少女Vの供述が信用できるか否かが争点だった。少女Vの供述それ自体が信用できなければ、その供述から派生する児童相談所職員等の供述も当然ながら証拠価値を失うことになる。少女Vの供述を弾効することが命運を握る鍵だった。

2 ケースセオリーの設定

(1) 無罪に傾く事情の検討

私とS弁護士は、私が無罪の方向から事案を検討する担当で、S弁護士が有罪の方向から事案を検討する担当と決めていた。私が、無罪に傾く事情と考えたのは、以下の3点であった。

①被害者として通常とるべき行動をとっていないこと

まず、少女Vの捜査段階における供述によると、少女Vは、被告人からわいせつ被害を受けたとする直後に、少女Vの寝室で「虫」が飛んでいたことから、恐怖感を感じ、被告人の寝室を訪れて「一緒に寝よう」と言って一緒に寝た趣旨を供述していた。この事実は被告人も認めており、当事者間で争いがなかった。わいせつな被害を受けた直後に、はたして一緒に寝ることができるだろうか、素朴に疑問に思った。少女Vの行動は、被害者として通常とるべき行動としては不合理なものだと思われた。

また、少女Vは、捜査段階において、わいせつな行為を受けている間、ずっと寝たふりをして耐えていたと供述する一方で、少女Vが目覚めているとわかると被告人はわいせつ行為に及ばないとする趣旨の供述もしていた。そうであれば、少女Vなりに、目覚めていることを被告人にわからせることで、被害を未然に防ごうとするのではないか。少女Vは、被害者として通常とるべき行動をとっていないと思われた。

そして、やはり、少女Vが現実には被害を受けていたのであれば、身近な大人に被害を相談していたのではないかと思われた。たしかに、被告人の家族については、被告人とのつながりが強いことから、被害申告をあきらめるかもしれないが、少女Vの周囲には、小学校の教諭や児童相談所の職員、実母など大人の存在があったのである。この点からも、被害者として通常とるべき行動をとっていないのではないかと思われた。

②供述に具体性や迫真性がないこと（臨場感がないこと）

少女の立場に立って供述を検討してみると、捜査段階における少女Vの供述が、現実には被害を体験していなければすることのできない内容なのだろうか、素朴に疑問に思われた。たしかに、少女Vは、「胸をなめられた」「陰部に指を入れられた」といった客観的な行為についてはそれなりに供述していた。しかし、そのときの少女Vの心境や、より細部の事情（なぜ指だとわかったのか、指は何本だったのか、なぜ拒否しなかったのか）については何も触れられていなかった。少女Vの捜査段階における供述には何か臨場感が欠けていた。

そこで、少女Vがどのような心境だったのか、実際

に被告人方へ赴き、少女Vの寝室に横たわってみた。少女Vがわいせつ被害を受けたとするならば、どのような心境で夜な夜なわいせつな行為に及ぶ被告人を待っていたのか。また、被告人がわいせつな行為に及んでいる最中、少女Vはどのような心境だったのだろうか。被告人方は、田舎にあり、夜中になると、周囲は真っ暗で物音一つしない。被告人が寝室にやってくれば、足音や扉を開く音で容易に気づく環境だった。そして、少女Vの寝室の隣には、家族のリビングがあり、誰かしらテレビを観たりしてくつろいでいた。しかも、隣室とは一枚の引き戸が存在するだけだった。なぜ、被告人以外の家族に助けを呼ばなかったのだろうか。なぜ、引き戸を開けるなどして被害を未然に防ぐ手立てを講じなかったのか。実際に現場に横たわってみて、やはり少女Vの捜査段階における供述には不自然な点があると感じた。

③客観的な証拠がないこと

そして、何より、捜査段階での少女Vの供述を的確に裏づける客観的な証拠がなかった。捜査段階での少女Vの供述を裏づける裸体の写真等も発見されておらず、少女Vの膣からは傷跡が発見されなかった。その他、捜査段階での少女Vの供述を的確に裏づける客観的な証拠は何もなかった。

(2) 有罪に傾く事情

①当時10歳の少女Vが供述できる内容か否か

有罪に傾く事情として真っ先に挙げられたのが、当時10歳の少女Vに陰部に指を挿入されたなどという内容を虚偽で供述することができるのかという点であった。たしかに、胸を触られたという程度であれば、小学生であっても供述することが可能かもしれない。しかしながら、胸や陰部をなめたり、陰部に指を挿入されたりするという小学生在が体験せずして供述することができるのか。大いに疑問に感じた。

この点については、正直なところ、弁護側としてはかなり頭を痛めていた。弁護側は、少女Vに性的な芽生えがあったこと（初潮があったことや少女Xと「エロいごっこ」と称する遊びをしていたこと等）、性的な情報に触れる機会があったこと（被告人方に週刊誌があったことやタブレット端末があったこと等）でこの点を減殺することにした。私個人としては、最後まで、この点は弱点だと思っていた。

②当時10歳の少女Vに虚偽供述の動機があるのか

否か

当然ながら、当時10歳の少女Vに、被告人を貶める動機があるのか否かが問題になった。被告人やその家族によると、被告人と少女Vとは、極めて良好な関係を築いていたとされ、少女Vが被告人を故意に貶めるような事情はないように思われた。

他方で、被告人やその家族から聴き取った話から、少女Vが、里親家族との関係で寂しさを募らせていたのではないかと思われた。被告人には同居する孫が3人おり、その孫の写真が被告人の寝室にたくさん飾られていたが、他方で、少女Vの写真は一枚もなかった。少女Vは、被告人の寝室をよく訪れていたそうであり、その写真を日常的に目にし、寂しい思いを募らせていたのではないかと仮説を立てた。

また、捜査段階での少女Vの供述には、少女Xとの関係性に強い思い入れがあるかのような内容が散見された。少女Vは、少女Xのことを「親友」といい、少女Xのことを「とても信頼している」、少女Xと「離れたくない」という趣旨の供述をしていた。少女Vの供述や被告人からの話によると、少女Vはいじめを受けた体験もあったという。このような供述から、少女Vが、大切な「親友」である少女Xの関心を惹きつけたかったのではないかと仮説を立てた。

そして、少女Vについては、児童相談所職員との面談や検察官による事情聴取の状況の録音録画DVDが存在していた。DVDを再生して、強く印象を受けたのは、少女Vが、とても楽しそうに供述していることであった。何か、自らに注目が集まっていることを楽しんでいるかのようにであった。性的な虐待を受けていた少女が、これほど楽しげに被害を申告することができるだろうか。私たちの脳裏に浮かんだのは、「悲劇のヒロイン」という言葉だった。

このような事情から、弁護側は、少女Vが、被告人を故意に貶めようとしていたのではなく、寂しさを募らせた結果、「親友」である少女Xの関心を惹くために虚偽の供述をすることになったのだと仮定し、嘘をついてしまった以上、これを撤回することができなくなったのだとする仮説を立てた。

(3) ケースセオリーの設定

弁護側は、「少女Vが、里子として寂しい思いを募らせた結果、唯一の親友である少女Xの関心を惹くために小さな嘘をついた。少女Vは少女Xの興味を

引くため、何度も同じ嘘を繰り返し、少女Vの嘘はその意図に反して大人たちへ広がった。そして、少女Vは後戻りすることができず、本件被害申告に至った」というケースセオリーを設定した。具体的には、少女Vの供述について、供述内容の不合理や具体性・迫真性がないことを指摘し、少女Vが里子としての寂しさを募らせた結果、「親友」である少女の気を惹こうと虚偽の被害申告をしたものと指摘する方針とした。

ケースセオリーに沿った弁護活動

1 少女Vの反対尋問

少女Vの証人尋問については、S弁護士が主に担当した。基本的な方針は、少女Vには気持ちよく話してもらおうというものだった。反対尋問時、少女Vは11歳だった。弁護側から、少女Vを詰問するような尋問があれば、裁判所も印象を悪くする危険があると考えた。何より、少女Vは「悲劇のヒロイン」であるから、弁護側が寂しかったことやつらかったことに共感していると示しながら質問していけば、少女Vは「話すぎるに違いない」と思っていた。S弁護士の姿勢としては「優しいお母さん」のように尋問するように決めた。尋問の流れも、里子に出された当時の気持ちから始まり、実母への思い、少女Vとの関係、被告人との関係、わいせつ行為の具体的内容へと進めていくことに決定した。

第2回公判期日、少女Vは、遮蔽措置のとられた法廷に、笑顔で、まるでスキップでもするかのように入廷した。やはり「悲劇のヒロイン」だと確信した。少女Vは、ちらちらと弁護人の顔も見ていた。私は、腕組みをし、少し厳しい表情をした。私が厳しそうな存在と認識されることで、相対的にS弁護士が優しい人物のように認識されるだろうと思ったからだ（本当に怖いのはS弁護士なのに）。少女Vは、検察官からの質問に淡々と受け答えていった。供述調書どりの内容だった。

そして、反対尋問へと進んだ。S弁護士は、彼女に優しく語りかけた。「里子に出されて、寂しかったよね」「(被告人の孫の写真を見て)寂しくなかったですか」などと、S弁護士は、まるで彼女を擁護するかのように優しく語りかけた。少女Vは、まさに「悲劇の

ヒロイン」だった。

ところが、その後、具体的なわいせつ行為に関する質問に移っていった。少女Vの雰囲気は少しずつ変わり始めた。「どんなふうに手が動いたんでしょうか」「なめられたときは」「(陰部に挿入された)指何本だったかわかる」「どうして指だつてわかったの」、優しく、答えにくい(答えられない)質問を繰り返した。少女Vは何も答えられなかった。尋問調書には、「……」が並んだ。法廷の雰囲気が変わっていくのを感じた。その他、弁護側のケースセオリーに必要な事実を引き出し、少女Vの反対尋問を終えた。少女Vの証人尋問が終わると、直ちに保釈請求し、これが認められた。被告人は、約4カ月ぶりに身体拘束から開放された。

2 児童相談所職員の証人尋問

第3回公判期日で、少女Vを担当した児童相談所の職員に対する証人尋問が実施された。この証人尋問でも、弁護側のケースセオリーに沿った供述を引き出すことに専念した。被害を受けた状況を語る少女Vの表情や様子を引き出し、少女Xの話をしていなかったかどうかを確認したりした。検察官立証は終了した。

3 被告人家族の証人尋問

第4回公判期日で、弁護側の証人として、被告人の妻と長男の尋問を実施した。少女Vの性格や被告人方での生活ぶり、少女Vと少女Xとの関係、少女Vに性的な芽生えがあったことなど、少女Vに虚偽の被害申告をする動機があり、また、虚偽の被害申告をすることが可能であった(性的な芽生えがあったこと、性的な情報に触れることができる環境にあったこと等)ことなど、ケースセオリーに必要な事実を引き出した。

4 被告人質問

第5回公判期日で、被告人質問が実施された。被告人質問では、被告人の誠実な人柄や里親事業に協力するようになった経緯、少女V以外の里子との関係、少女Vとの関係、少女Vに対する思いなどを尋問した。最後に、被告人は、少女Vの養育が途中で頓挫したことについて残念に思っていること、少女

Vがこれから健全に成長してくれることを望んでいることを涙ながらに語った。

結審から判決まで

1 論告・弁論

第6回公判期日で、論告・弁論が実施された。検察官は、少女Vの供述について、「具体的で迫真性があり、全体を通して不自然・不合理な点はない上、全体の出来事の経過に破綻はなく、被害者は、自ら体験した真実を、記憶しているとおり供述していると認められる」「若干11歳（証言時）の児童が作り上げた虚偽の供述であるはずがない」などと指摘し、信用性が極めて高いとして有罪の結論を導いていた。

弁護側は、少女Vが寂しさを募らせた結果、少女Xの気を惹きたいがために虚偽の被害申告をしたとし、虚偽供述の動機があること、少女Vの供述に整合する客観的証拠が何もないこと、被害者として通常とすべき行動をとっていないことを指摘して、少女Vの供述を信用することはできないことから、無罪とする結論を導いた。

2 最終陳述

被告人は、一貫して無実を主張した。被告人の最終陳述を終えて、判決期日を宣告する裁判長の表情が被告人に優しくなったように思われた。

3 判決

被告人は無罪。法廷からは、悲鳴にも似た歓声が沸き起こった。被告人の家族は泣き崩れていた。被告人は、裁判長のほうを見つめながら、その説明に耳を傾けていた。隣のS弁護士は、目が潤んでいた。当の私はと言うと、それほど強い感情は抱かなかった。ほっとしたというのが実感だった。

判決では、少女Vに虚偽供述の動機があるか否かについてはほとんど触れられず、少女Vの供述に整合する客観的な証拠が存在しないこと、少女Vが被害者として通常とすべき行動をとっていないことを理由として、無罪が言い渡された。虚偽供述の動機に関する攻防は、事実上の心証形成に役立っただろうと思っている。

事件を振り返って

弁論要旨は私が起案した。仕上がったのは当日の早朝であった。S弁護士は、なかなか仕上がらない弁論要旨を待ちわびながら、早朝に起きて私の弁論要旨を添削してくれた。その前日には、書いては消すことを繰り返していた私のもとを訪れて、アドバイスを与えてくれたうえ、「信頼しているから」と私に任せてくれた。

この事件だけは自分で弁論を書き上げると決めていた。納得のいかないものを出すわけにはいかないと決めていた。荒削りだけど、何か勢いのある内容になったと思う。S弁護士には頭が上がらない。

この事件を通して、ケースセオリーを設定することの重要性を実感した。ケースセオリーを設定することによって、検察官請求証拠を弾劾するポイントが明確になるし、弁護側で手に入れるべき証拠（事実）も明確になる。否認事件を担当する場合には、必ず証拠関係を吟味してケースセオリーを設定するようになった。学びの多い、“弁護士冥利に尽きる”事案であった。

（まつもと・ひろゆき）

※ 本件の判決文はLEX/DB25506537に掲載。

